

国・地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の
充実方策に関する答申

平成14年12月24日

消 防 審 議 会

平成14年10月7日付けで諮問のあった「消防防災・救急体制の充実方策や国、都道府県及び市町村の役割分担のあり方」について、別紙のとおり答申する。

平成14年12月24日

消防審議会会長
菅原進一

消防庁長官
石井隆一 殿

国・地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の充実方策について

I. 基本的な考え方

(1) 我が国の消防は、昭和23年に地域に密着した市町村消防として発足して以来、半世紀余りが経過したが、この間、関係者の努力の積重ねにより、その充実強化が図られ、火災の予防・消火はもとより、救急・救助から地震、風水害等への対応など、広範囲にわたり国民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてきた。また、国際的な観点から見ても、我が国の消防は、技術、施設・設備等の面で、相当高い評価を受けるまでに至っている。

しかしながら、我が国の消防本部は小規模なものが多く、こうした小規模消防本部の中には、要員の確保や資機材の整備に限界があるため、災害発生時をはじめ、高齢化等に伴い著増する救急需要に対する適切な対応や予防査察・違反処理、火災原因の調査、危険物施設の防火安全対策等より一層専門化する予防業務への対応などについて、なお不十分なところが少なくない。

また、平成7年の阪神・淡路大震災は約6,400人の死者と約10兆円の経済的損害をもたらしたが、今後、広域かつ激甚な被害が想定される大規模地震として、現在、東海地震が何時発生してもおかしくない状況とされているほか、東南海・南海地震、南関東地域直下の地震などの発生が懸念されている。さらに、昨年9月の米国の同時多発テロに加えて、本年10月にインドネシア・バリ島でのテロが発生するなど、国内におけるテロ発生への対応強化が求められている。このような大規模・特殊災害等への対応を考えた場合、市町村消防の機能のみでは限界もあると考えられる。

災害等から国民の生命、身体及び財産を守る消防の責務は、ますます大きなものとなってきており、上記のような課題も踏まえながら、今後とも消防防災制度とその運用の充実強化を図り、国民の安全確保、安心して暮らせる地域づくりに全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

その際、通常の花災や災害に係る消防防災事務については、市町村消防の原則を基本的に維持しつつ、その制度・運用の充実・強化を図るべきである。一方、大規模・特殊災害対策や専門性・広域性を有する消防業務については、市町村消防を補完するため、国・都道府県の役割分担の明確化・充実が必要である。

(2) 通常の花災や災害に係る消防防災事務については、市町村消防の原則に立ってさらなる地方分権を推進することとして、常備消防の設置や救急の実施を市

町村の自主的な判断に委ねるため政令指定制度を廃止するとともに、消防力の基準の見直し・簡素化を図っていく必要がある。また、市町村消防の原則を今後とも維持していくためにも、消防本部の広域再編や当該市町村以外の行政主体が消防・救急の事務を担うことができる仕組みの活用等により、消防本部の体制強化を図ることが必要である。また、消防団・自主防災組織等の活性化、消防大学校、消防学校等における防災・危機管理教育の拡充を推進することにより、地域における消防防災体制の充実を図る必要がある。さらに、本年10月1日に発生し大きな被害を生じたダイヤモンド・プリンセス号の火災を踏まえ、建造中の船舶等工事中の防火対象物における防火管理の充実を図る必要がある。

また、救急救命士の処置範囲の拡大等により高度救急救命体制を充実するとともに、その前提となるメディカル・コントロール体制を確立する必要がある。

- (3) 大規模・特殊災害等対策については、市町村消防を補完するため、全国的な観点から、国・都道府県の役割分担の明確化・充実等により、広域対応体制を充実・強化することが必要である。このため、緊急消防援助隊に対する国の役割分担の明確化・充実などによる機能拡充や都道府県の調整機能等の強化を図るとともに、国・地方公共団体間及び行政と住民間の防災情報共有化等、消防組織間の広域的な連携等に必要な事項の標準化を推進する必要がある。

さらに、専門性・広域性を有する消防業務に対応するため、国の火災原因調査の主体的な実施や都道府県がヘリコプターを用いて消火・救急救助活動を行うことができることを法令上明確化するとともに、消防用設備等への新技術の導入を促進する等のための消防法令の性能規定化を図る必要がある。

以上の観点から、消防庁においては、下記の対策について、消防組織法、消防法等関係法令の改正や予算措置・地方財政措置を含む所要の措置を講じるとともに、地方公共団体・消防機関に対し周知徹底を図ること等により、その具体化に努めるよう求めるものである。

II. 市町村消防の体制強化

1. 市町村消防における自主性強化

(1) 常備消防設置義務市町村に係る政令指定制度の見直し

【現状と課題】

常備消防を設けなければならない市町村を政令指定する制度は、市街地の大火防止が大きな課題であったことから、消防本部及び消防署の設置により、予防行政の推進と消防力の充実強化を図ることを目的として、昭和38年に創設さ

れた。

以後、常備化は著しく進み、市街地の大火防止という目的は概ね達せられつつあり、また、市町村の消防責任の原則が国民の間にも定着していることから、市町村がその消防責任をどのように果たすかについては、当該市町村の判断に任せてよいのではないかと考えられる。

【対応の考え方】

地方分権の趣旨にかんがみ、制度を廃止することとし、市町村が地域の実情を踏まえた上で、十分な消防体制を整備・構築できるよう、その自主的判断に委ねることが適当である。

(2) 救急業務実施義務市町村に係る政令指定制度の見直し

【現状と課題】

救急業務を実施しなければならない市町村を政令指定する制度は、増加する交通事故等に対処するため、消防機関の実施する救急業務に一定の基準を設けて制度化することにより、その円滑な発展を図ることを目的として、昭和38年に創設された。

当初、政令指定の市町村は、消防本部設置市町村で人口10万以上等のものとされたが、その後順次対象範囲が広がり、昭和50年には現行の消防本部設置市町村にまで拡大された。しかしながら、常備化の進展等に伴い、市町村の救急を含めた消防責任の原則が国民の間にも定着していることから、市町村がその救急責任をどのように果たすかについては、当該市町村の判断に任せてよいのではないかと考えられる。

【対応の考え方】

地方分権の趣旨にかんがみ、制度を廃止することとし、市町村が地域の実情を踏まえた上で、十分な体制を整備・構築できるよう、その自主的判断に委ねることが適当である。

(3) 消防力の基準の見直し

【現状と課題】

消防力の基準は、平成12年に、その性格が「最小限度」の基準から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」に改められ、市町村の自主的な決定要素が大幅に拡充され、国の関与の内容・度合いを相当程度緩和し

た。

しかしながら、地方分権の趣旨にかんがみ、さらに分かりやすく簡素化を図る等の観点から、見直しが要請されている。

【対応の考え方】

各市町村で消防力の確保を図るための指針としての性格を踏まえつつ、消防機関等の意見を踏まえた上で、社会環境の変化に対応した必要な見直しに取り組む必要がある。また、住民ニーズの把握に努めた上で、住民の安全・安心を確保するために必要な消防力の整備という観点等からの見直しを図っていくことが必要である。

2. 地域における消防防災体制の充実

(1) 通常の消防防災事務に係る消防本部の体制強化等

【現状と課題】

消防機関については、一部事務組合の活用等により広域化が進められており、本年4月の消防本部数は900で、全市町村数(3,218)の3分の1以下となっている。しかしながら、管轄人口規模10万人未満の消防本部が全体の65.6%に上るなど、未だ小規模消防本部の割合が高い。

このような小規模消防本部の場合、災害発生時の動員力が不十分であるほか、財政基盤が脆弱であり、消防事務の高度化・専門化に対応するための専門要員の確保や消防防災施設・設備の整備等が困難な面がある。

【対応の考え方】

(消防本部の広域再編等)

市町村合併の推進と軌を一にした消防機関の広域再編を進めるとともに、合併に伴い消防担当部局と防災担当部局の一元化を推進することが必要である。また、合併後の市町村を単位に、一部事務組合や広域連合、事務の委託を活用して、管轄人口概ね10万人以上を目安として、さらなる広域化を推進することが必要である。

さらに、広域体制の整備に伴い、機動力の確保や情報通信基盤の整備等の推進が必要である。

(当該市町村以外の行政主体が消防・救急の事務を担うことができる仕組みの活用等)

小規模市町村においては、上記の広域再編等を進めるほか、その消防防災機

能の高度化を推進するため、近隣市町村のみならず、同一都道府県内の指定都市や中核市等に対する消防事務の一部委託を活用することも検討すべきである。

また、地域事情に応じて、都道府県が特例的に消防事務を処理するための都道府県への一部委託や都道府県が参画する広域連合の設置も考えられる。

なお、消防機関の予防事務の一部などの効率化等を図るため、民間の資格者による定期点検報告制度を十分活用するなど、民間の活用等をさらに推進する必要がある。

(2) 消防団・自主防災組織等の活性化

【現状と課題】

消防団は、通常の火災、林野火災、風水害などの災害等への対応はもとより、特に大規模地震等の発生時には、その要員動員力、地域密着性等を活かし、大きな力を発揮している。しかしながら、地域社会や就業構造等の変化に伴い、団員数の減少や高齢化、サラリーマン団員の増加などの影響を受けており、地域の実情を踏まえつつ、その活性化を図ることが必要になっている。

また、地域住民自らが災害から地域を守るために自主的に結成する自主防災組織には、災害発生時における初期消火や救助、被災者の援護等の役割が期待されている。現在、自主防災組織は、全国に約10万組織あり、参加世帯の割合（組織率）は59.7%となっているが、地域によっては結成状況や活動内容に大きな差があり、さらなる組織率の向上、組織間の連携や活動の充実・活性化が必要となっている。

さらに、自発的に防災活動に参加するボランティアの活動環境整備が必要となっている。

【対応の考え方】

消防団については、各地域で、それぞれの実情や特性等を踏まえ、多様な活動を確保できるよう、処遇改善や拠点施設・資機材の充実等の支援や環境の整備に努めることが必要である。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。

また、自主防災組織については、自分の身は自分で守るという自助の精神に加え、高齢者・子供等の災害弱者も含む隣人同士の共助の視点も踏まえた教育・訓練を推進するとともに、資機材整備に対する支援を行うことなどにより、その組織率の向上や活動内容の充実・強化に努めることが必要である。その際、消防本部・消防団との連携を図るとともに、優良活動事例の情報交換や研修等のために、市町村単位に加え、都道府県単位での連合組織を整備していくことも必要である。併せて、婦人防火クラブについても、教育・研修に関する支援

を進めるとともに、情報交換の場となる都道府県協議会の設置等を通じ、その育成・強化に努めることが必要である。

さらに、このような消防団や自主防災組織等の拠点施設、資機材等の整備などに対する財政措置の充実について検討すべきである。

また、災害時のボランティア活動を支援するため、ボランティア団体やボランティアを希望する者に対する情報提供体制の強化、広域防災拠点を活用した研修・訓練の実施など、その環境整備等を推進することが必要である。

(3) 消防大学校、消防学校等における防災・危機管理教育の拡充

【現状と課題】

消防大学校や消防学校においては、これまで消防職員や消防団員を中心に専門的な消防防災教育を実施してきたが、地域の防災・危機管理体制の強化を図るためには、消防防災担当職員や消防職団員の実践的な対応力の向上に加え、地方公共団体の首長等が緊急時に的確な判断が行えるようクライシス・マネジメント能力を高めていくことが必要となっている。

さらに、地域に密着した防災力強化の必要性から、自主防災組織等の地域の防災リーダーや災害時に被害を受ける地域住民一人ひとりの防災力についても、強化・充実を図ることが必要となっている。

【対応の考え方】

消防大学校や消防学校において、消防防災担当職員や消防職団員に対する消防防災教育を拡充するとともに、消防大学校において地方公共団体の首長等に対する危機管理セミナーを、図上訓練等も含め実践的に実施することが必要である。また、各消防学校や地域の大学等の研究機関と連携し、自主防災組織等の防災リーダーや関心のある住民等に対して、eラーニングも活用しつつ、体系的な教育・研修体制を構築することが必要である。

また、地域の防災力強化のためには、国・地方公共団体による消防・防災に関する広報・啓発活動も重要であり、住民の主体的参加を促すことができるよう、引き続き積極的に取り組むことが必要である。

(4) 建造中の船舶、工事中の建築物等の防火対象物における防火管理の義務付け

【現状と課題】

本年10月1日に発生した客船ダイヤモンド・プリンセス号の火災は、長崎県長崎市の港内岸壁においてぎ装工事中の当該客船を半焼する大規模な火災と

なったところであるが、消防法第8条に基づく現行の消防法施行令においては、建造中の船舶、工事中の建築物等、工事中の防火対象物における防火管理が義務付けられていない。

【対応の考え方】

建造中の船舶、工事中の建築物等の防火対象物（一定規模以上のもの）において、防火管理の充実を図ることについて、消防法施行令の改正も含め、検討することが必要である。

3. 高度救急救命体制の充実

○救急救命士の処置範囲の拡大とメディカル・コントロール体制の確立

【現状と課題】

救急救命士は、我が国におけるプレホスピタル・ケア（救急現場・搬送途上における応急措置）の充実を図るため平成3年に制定された救急救命士法に基づき、医師の具体的な指示の下に3つの特定行為（①半自動式除細動器による除細動（電気ショック）、②乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、③食道閉鎖式エアウェイ等を用いた気道確保）を行うことができる。平成14年4月現在、救急救命士は12,068人（うち救急救命士として運用されている者は10,823人）であり、全国の救急隊4,596隊のうち救急救命士が搭乗している隊は2,884隊（62.8%）、全国の消防本部900のうち救急救命士運用本部は862（95.8%）と増加しつつある。

一方、救急救命士が行うことができる処置範囲は、諸外国のパラメディックに比較して狭く、高齢化社会の進展等に伴い著しく増大する心筋梗塞、脳卒中等による心肺機能停止患者に対し、さらに救命効果の向上を図るため、処置範囲の拡大が強く求められている。

【対応の考え方】

救命効果のさらなる向上を図るためには、救急救命士の処置範囲を拡大すべきであり、①医師の具体的な指示なしでの除細動については、平成15年4月を目途に実施すること、②医師の具体的な指示の下での気管挿管については、必要な講習・実習を修了した上で、平成16年7月を目途に実施すること、③薬剤投与については、ドクターカー等による研究・検証を平成15年中のできるだけ早期に実施し、結論として薬剤投与を認めることとした場合には早期実施を目指すことが必要である。

これらの推進を図るため、高規格救急自動車や新型除細動器等の資器材の整

備を積極的に進めることが必要であり、それに応じた財政措置の充実を検討すべきである。

また、救急救命士の処置範囲の拡大に当たっては、医学的観点から救急救命士が行う応急処置等の質を保証することが必要である。

その場合、救急活動時の医師の常時の指導・助言体制の強化、救急活動の事後検証体制の整備、救急救命士の資格取得後の再教育の充実などのいわゆるメディカル・コントロール体制の構築に取り組む必要がある。

このため、消防機関、医療関係者等を構成員とするメディカル・コントロール協議会を各都道府県単位ごと及び二次医療圏（又は複数の二次医療圏）の単位ごとに設置する必要がある。都道府県及び各地域の消防機関・医療関係者の積極的な取組みが望まれる。なお、これに伴いメディカル・コントロールに携わる救急医の確保にも努める必要がある。

Ⅲ. 市町村消防を補完する消防防災体制等の整備・拡充

1. 大規模・特殊災害に対する緊急対応体制の拡充

(1) 全国的な観点からの広域対応体制の充実・強化

【現状と課題】

大規模・特殊災害等の場合は、市町村消防を補完するため、全国的な観点から、国・都道府県の役割分担の明確化・充実等により、広域対応体制を充実・強化することが必要である。

現在、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模・特殊災害（被災市町村の属する都道府県内の消防力では対応できないもの）に対処するため、消防組織法第24条の3に基づく消防庁長官の求めにより自主的な応援出動を行う緊急消防援助隊を、要綱により設置しており、769消防本部の2,028隊（29,000人規模）が登録されている。

しかしながら、東海・東南海・南海地震、南関東地域直下の地震等大規模地震の切迫性やNBC災害発生危険性の高まりが指摘される中、大規模・特殊災害の規模・態様等によっては、現在の市町村の自主的応援では迅速・的確な対応に限界があり、また、部隊や資機材の確保も必ずしも十分にできず、国民の生命・身体・財産の保護に支障を生ずるおそれがある。

また、市町村を補完すべき都道府県の緊急対応体制についても、その役割を十分に果たすため、充実・強化を図ることが必要となっている。

【対応の考え方】

全国的な観点からの広域対応体制の充実・強化を図るため、緊急消防援助隊

について、①法的に位置付けるとともに、②二以上の都道府県の区域に被害が及ぶ大規模災害やNBC災害などの特殊な災害等が発生した場合に国が全国的見地から出動を指示できる仕組みの導入、③部隊の編成、装備等に係る基準や整備計画の策定、④東京消防庁や政令指定都市の消防本部等の中核的消防本部を中心に構成される迅速・高度な対応を行う部隊の整備等、その機能の拡充に関し所要の措置を講じることが必要である。

また、緊急消防援助隊について、出動指示を受けた場合の活動経費や、施設・資機材の整備費、訓練経費、関連する情報通信システムの整備経費に対する国の役割分担の明確化・充実に対応した国庫負担を含めた財政措置及び特殊災害用資機材等に係る国から地方公共団体への無償貸与について検討すべきである。

さらに、大規模・特殊災害時においては、都道府県が、広域的観点から市町村を補完することが重要であり、消防組織法、災害対策基本法等に基づく役割・機能を適切に担うとともに、平時から、危機管理監等の専任スタッフが首長等を補佐し、各部局を統括・調整する組織や24時間体制の整備等により、その強化を図ることが必要である。

(2) 国・地方公共団体間及び行政と住民間の防災情報共有化等の推進

【現状と課題】

大規模・特殊災害等において、広域的な対応をより迅速・円滑に行うためには、災害情報を迅速・確実に伝達し、国・都道府県・市町村の相互間における情報共有化等のためのシステムを整備することが必要不可欠である。また、行政と住民の間においても、必要な防災情報の共有化等を一層進めることが重要である。

阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、混信のないよう広域応援時の消防救急無線全国共通波の増波等を行ってきたところであるが、さらに統一的な情報通信基盤の整備や標準化を早急に進めることが必要となっている。

【対応の考え方】

国・都道府県・市町村の間の防災情報の共有化等に資する消防防災通信ネットワーク（衛星系無線、相互通信用の地域防災無線、消防救急用無線等）のデジタル化・高機能化・相互接続・多ルート化等を強力に推進するとともに、各種防災情報通信システムの標準化・広域化により、地方公共団体における相互活用と費用の効率化を図ることが必要である。また、行政と住民の間についても、住民連絡用の市町村同報系無線のデジタル化やインターネット・携帯電話等の手段も活用した情報伝達システムの整備等を推進することが必要である。

さらに、総合的・横断的な情報共有化のため、消防庁は、地方公共団体の実

情も踏まえて、関係省庁等と調整を行い、国から地方公共団体への情報提供の促進等を推進する必要がある。併せて、地方公共団体が必要な連携を図りながら計画的な取組みを進めることができるよう、消防庁が消防防災の情報化に係る指針を地方公共団体に明示する必要がある。

また、都道府県は、広域的な観点等から、区域内の市町村間の必要な調整を行うことが適当である。

(3) 広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の標準化

【現状と課題】

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、消防ホースの結合等に関し消防本部間での資機材等の標準化が進んでいるものの、大規模・特殊災害時の広域的な連携強化のため、さらに標準化を推進することが求められている。

【対応の考え方】

広域的な消防組織間の連携や消防の相互応援等に必要な事項の標準化を図るべきである。

また、国・都道府県・市町村を通じ、大規模災害時において円滑な災害対策を実施することができるよう、用語、指揮命令系統、防災・危機管理組織の標準化等を進めることが必要である。

2. 専門性・広域性を有する業務に関する国及び都道府県の役割強化等

(1) 国の火災原因調査の主体的な実施

【現状と課題】

現行では、消防庁長官の火災原因調査については、消防長等から要請があり、特に必要があると認めたとときに行うことができるとされている。

これに対し、火災対策を総合的に推進するため、その前提となる火災の原因究明体制の強化が必要とされており、「消防法の一部を改正する法律」の採決に当たっても、衆・参両議院総務委員会において、「今後、地方公共団体から求めがないときであっても、消防庁長官が大規模火災等の原因調査を実施できるよう制度や体制の整備に努める」べき旨の附帯決議が行われている。

【対応の考え方】

消防庁長官は、①火災予防対策等の企画立案上特に重視すべき火災、②社会

的影響が極めて大きい火災、③通常の火災原因調査では原因究明が困難な特殊な火災（燃焼性状が特殊なもの等）、④消防長等から消防庁長官に調査を要請するいとまがない大規模火災等が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、主体的に火災原因調査を行うことができることとする必要がある。

また、当該調査は、消防庁職員・独立行政法人消防研究所の職員が、現地の消防本部と連携して行うこととし、消防庁・消防研究所の体制強化を図る必要がある。なお、当該調査に当たっては、必要に応じ外部の学識経験者等との連携を図っていく必要がある。

さらに、消防組織法第24条に規定する消防と警察の相互協力の趣旨を踏まえ、火災原因調査と警察機関の捜査の両者を円滑に実施するため、消防庁と警察庁との調整などにより、火災原因調査の実効性を確保することが必要である。

(2) ヘリコプターによる消火・救急救助業務についての都道府県事務としての位置付け

【現状と課題】

現在、ヘリコプターは、政令指定都市等で27機、都道府県で41機が整備されており、未配備県は3県となっている。ヘリコプターは、その高速性・機動性から、林野火災等に対する空中消火や救急患者の搬送、人命の救助、災害状況の把握などの面において、消防防災活動に極めて大きな効果を発揮している。

ヘリコプターについては、財政負担の面から全消防本部への配置は困難であることから、都道府県の保有するヘリコプターを用いた広域的な消火、救急、救助等の活動が相当程度行われ、その出動件数も増加傾向にあるが、都道府県がこれらを実施することについて現在明確な法令上の位置付けはない。

【対応の考え方】

ヘリコプターを用いた消火、救急、救助業務については、高齢化の進展等に伴う救急需要の増大や大規模震災時の陸上・海上交通の途絶等に適切に対処する必要があることから、市町村が行うのみでなく、都道府県が市町村の消防活動を支援するために行うことができるよう、法令上の位置付けを明確化すべきである。

(3) 消防用設備等への新技術の導入促進等のための消防法令の性能規定化

【現状と課題】

近年、超高層建築物、大空間を有する建築物・巨大複合建築物等の大規模・特殊な防火対象物が増大しているが、こうした防火対象物を中心に、消防用設

備等に係る新技術の活用が強く要請されている。

また、「規制改革推進3か年計画」（最終改定平成14年3月29日閣議決定）において、「仕様規定となっている基準については原則として全て性能規定化するよう検討を行うべき」とされている。

【対応の考え方】

超高層建築物、大空間を有する建築物・巨大複合建築物等の大規模・特殊な防火対象物を中心に、新技術を活用した消防用設備等の円滑な導入が図られるよう、建築基準法令を参考に、消防法令に、従来の仕様規定に加えて、性能規定を導入することが必要である。

この場合、その性能を確認するため、消防機関が客観的に検証できる方法を確立するとともに、当該方法で対応することが困難な消防用設備等の出現に対応するため、国が認定する途を開いておくことも必要である。その際には、高度な識見を有する民間の評価を活用する仕組みの導入等を検討すべきである。なお、性能規定化を図るに当たっては、現地消防本部の予防事務の適切な運用が図られるよう配慮するとともに、必要に応じ、適切な支援を行うことが必要である。

— 資料編 —

資料 1	地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」	1
資料 2	関係条文（消防本部及び消防署の義務設置に係る政令指定制度等）	6
資料 3	消防力の基準について	8
資料 4	市町村消防の常備化と消防本部数（単独、組合別）の推移	9
資料 5	管轄人口別消防本部数（平成 14 年 4 月 1 日）	10
資料 6	消防団を巡る状況と運営上の課題	11
資料 7	地域の自主防災組織の状況	12
資料 8	防災に関する研修体制（現状と課題）等	13
資料 9	ぎ装工事中の客船 ダイヤモンドプリンセスの火災について	15
資料 10	「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告書について等	16
資料 11	緊急消防援助隊について	20
資料 12	消防組織法及び災害対策基本法における都道府県の役割・機能	21
資料 13	消防防災通信ネットワークの概要	25
資料 14	消防庁長官の主体的な火災原因調査の対象火災等	26
資料 15	消防・防災ヘリコプター整備状況等	29
資料 16	大規模・特殊な防火対象物等に対応する消防法令の性能規定化	31

地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」

【消防関係】(14. 10. 30)

II 事務事業の分野別の基本的な見直し方針

5. 治安その他 (2) 消防制度

【 消防制度についての具体的措置 】

項 目	措置内容
①常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度の抜本的見直し	・平成 14 年度中に消防審議会 で検討し、次期法改正時に必要 な措置
②消防力の基準の見直し	・平成 16 年度中を目途に見直し
③地方公共団体と国との防災情報の共有 化等や広域的な消防組織間の連携等に 必要な事項の在り方	・平成 14 年度中に検討し、所要 の措置
④消防の広域再編の推進	・逐次実施
⑤地域の市町村以外の行政主体が消防・救 急の事務を担うことができる仕組みの 導入等	・平成 14 年度中に消防審議会 で検討、逐次実施
⑥緊急消防援助隊に対する国の役割分担 の在り方	・平成 14 年度中に消防審議会 で検討し、次期法改正時に必要 な措置
⑦市町村消防では実施困難な専門性、広域 性を有する業務の在り方	・平成 14 年度中に消防審議会 で検討し、次期法改正時に必要 な措置
⑧社会環境の変化等を踏まえた今後の消 防団の在り方	・平成 14 年度中に検討、逐次実 施
⑨救急救命士の処置範囲の拡大（気管挿 管・薬剤投与など）に係る国における制 度の検討	・平成 14 年度中に検討し、所要 の措置

地方分権改革推進会議

「事務・事業の在り方に関する意見」【抄】(14. 10. 30)

II 事務事業の分野別の基本的な見直し方針

5. 治安その他

(前略)また、消防制度については、市町村は消防を十分に果たすべき責任を有することが法定されているなど、市町村消防の原則に則って運営されている。今後においても、地域の状況に応じて、自らの地域を自らの手で守るという消防・防災の趣旨、地方分権推進の観点も踏まえ、市町村消防の原則を、基本的に維持していくべきであると考えられる。

このため、消防については、市町村消防の原則を維持・確立する観点から、引き続き諸制度の在り方を検討するとともに、小規模消防本部における消防・救急体制を整備するための広域再編の推進や、大規模・特殊災害等における広域応援体制の確立、ヘリによる消火・救急等や火災原因調査等高度化する消防ニーズへの対応等市町村消防を補完する制度の整備を図っていくことも必要である。

(2) 消防制度

【 消防制度についての具体的措置 】

- 常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度の抜本的見直し【平成14年度中に消防審議会でも検討し結論、次期法改正時に必要な措置】
常備消防設置義務市町村を政令で指定する制度(消防組織法第10条)及び救

急実施義務市町村を政令で指定する制度(消防法第35条の5)については、制度を廃止して、市町村の自主的判断に委ねることを基本方向として検討を行い、その結果に基づき、法改正等所要の措置を講ずる。

○ 消防力の基準の見直し【平成16年度中を目途に見直し】

消防力の基準については、市町村の消防力整備に係る指針としての性格を踏まえつつ、社会環境の変化に対応した必要な見直しを行うとともに、住民ニーズに立脚した機能面等からの技術基準として構成するという基本方針のもとに、消防審議会等で検討を行って、見直しを行う。

○ 地方公共団体と国との防災情報の共有化等や広域的な消防組織間の連携等に
必要な事項の在り方【平成14年度中に検討し、所要の措置】

本年6月の「e-Japan 重点計画-2002-」を踏まえて、国と地方公共団体を結ぶ衛星系ネットワークや市町村の防災無線ネットワーク(住民向け、消防・救急車両向け等)のデジタル化・高機能化を推進するとともに、防災情報共有化のためのシステムの標準化を図るため、所要の措置を講ずる。また、緊急消防援助隊の施設・設備の基準策定など広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の標準化を図るため、所要の措置を講ずる。

○ 消防の広域再編の推進【逐次実施】

市町村合併の推進との整合性を確保しつつ、消防の広域再編を図るとともに、共同処理方式を活用した広域化を推進する。

○ **地域の市町村以外の行政主体が消防・救急の事務を担うことができる仕組みの導入等【平成 14 年度中に消防審議会で検討、逐次実施】**

消防、救急について、地域の主体的判断に基づき、当該市町村以外の行政主体が事務を担うことができる仕組みの導入を図る。

具体的には、小規模市町村における消防事務の実施体制を強化するため、市町村の自主的選択を前提としつつ、近隣市町村への事務委託の活用、同一都道府県内の政令指定都市、中核市等に対する事務委託の活用方策を検討する。さらに例外的な対応方策として、都道府県が特例的に事務の一部を処理する仕組みや、人口規模や地理的・地形的要因によっては、市町村による共同処理としての基本原則を維持しつつ、都道府県が参画する広域連合の設置等も検討する。

○ **緊急消防援助隊に対する国の役割分担の在り方【平成 14 年度中に消防審議会
会で検討し、次期法改正時に必要な措置】**

市町村の災害時における総合的かつ広域的な応援体制の整備をするとともに、市町村消防を補完する大規模・特殊災害時等の都道府県を超える支援（緊急消防援助隊等）に対する国の役割分担（関与、財政負担等）について、法令上その位置付けを明確化し、充実することについて検討する。

具体的には、緊急消防援助隊の部隊編成等に係る基準の策定、中核的消防本部を中心に構成される迅速・高度な対応を行う特定部隊の設置、大規模災害やNBCテロ災害等の場合における国の出動指示制度の導入と出動団体等の財政負担等に対する必要な措置等について検討し、法改正等所要の措置を講ずる。

○ **市町村消防では実施困難な専門性、広域性を有する業務の在り方【平成 14**

年度中に消防審議会でも検討し、次期法改正時に必要な措置】

大規模・特殊火災の火災原因調査の実施等、ヘリ消火・救急等の実施等、専門性、広域性を有する業務で市町村の実施が困難なものについては、国や都道府県の役割の明確化を図る方向で検討し、法改正等所要の措置を講ずる。

○ **社会環境の変化等を踏まえた今後の消防団の在り方【平成 14 年度中に検討、逐次実施】**

常備化の進展、就業構造、地域環境の変化等に伴い、団員数の減少やサラリーマン団員の増加という現象が生じている消防団については、学識経験者を含めた検討会において、弾力的な消防団運営、他組織との連携、教育訓練の見直し、被用者の消防活動の促進方策等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

○ **救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)に係る国における制度の検討【平成 14 年度中に検討し、所要の措置】**

救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)については、地方における適切な実施を図るため、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、救急救命士の処置範囲の拡大を前提に、必要な条件整備等について、本年末を目途にとりまとめ、所要の措置を講ずる。

関 係 条 文

I. 消防本部及び消防署の義務設置に係る政令指定制度

○ 消防組織法（昭和22年法律第226号）（抄）

〔消防機関〕

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる消防機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 1 消防本部
- 2 消防署
- 3 消防団

〔消防本部及び消防署の義務設置〕

第10条 政令で定める市町村は、前条の規定にかかわらず、消防本部及び消防署を置かなければならない。

○ 消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令（昭和46年政令第170号）（抄）

消防組織法第10条に規定する政令で定める市町村は、市及び総務大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定する町村とする。

消防本部及び消防署を置かなければならない市町村の指定状況
(平成13年4月1日現在)

指定市町村数	3,159
未指定市町村数	68

II. 救急業務の実施義務に係る政令指定制度

○ 消防法（昭和23年法律第186号）（抄）

〔救急業務〕

第35条の5 政令で定める市町村は、救急業務を行なわなければならない。

○ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）（抄）

第43条 法第35条の5 の政令で定める市町村は、消防組織法第10条の規定に基づき、消防本部及び消防署を置かなければならない市町村とする。

※救急業務の実施義務に係る政令指定の要件の変遷

昭和38年（制定時）

- ①消防本部を置かなければならない市町村であること。
- ②人口10万以上であること。
- ③当該市町村の区域内の人口集中地区の人口の合計が5万以上であること。

昭和42年改正

- ①消防本部を置かなければならない市町村であること。
- ②人口5万以上の市であること。

昭和43年改正

- ①消防本部を置かなければならない市町村であること。
- ②人口4万以上の市であること。

昭和44年改正

- ①消防本部を置かなければならない市町村であること。
- ②人口3万以上の市であること。

昭和45年改正

- ①消防本部を置かなければならない市町村であること。
- ②次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ・ 人口3万以上の市又は町であること。
 - ・ 人口2万以上3万未満の市町村であって、当該市町村の区域内における交通事故の発生件数が人口1万当たりおおむね50件以上であること。

昭和46年改正

- 自治大臣が当該市町村の人口、交通事故の発生件数等を考慮して指定する市町村であること。

昭和49年改正

- 消防組織法第10条の規定に基づき、消防本部及び消防署を置かなければならない市町村であること。

政令指定市町村数の変遷（各年4月1日現在）

昭和39年	1 0 5
昭和50年	2, 4 6 2
平成14年	3, 1 5 4

消防力の基準について

1 意義

- (1) 消防力の基準は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務並びに人命の救助等を確実に遂行し、当該市町村の区域において消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもの。
- (2) 消防力について、国が全国的に適用される共通の基準を示すことで、消防力の一定程度の水準の維持に加え、市町村消防の原則の下に住民に対して直接責任を持つ市町村を支援するもの。
- (3) 市町村は、消防力の基準に基づく数値をもとに、地域の実情を加味して自ら消防施設や人員についての基準数値を決定し、計画的に整備を推進する。

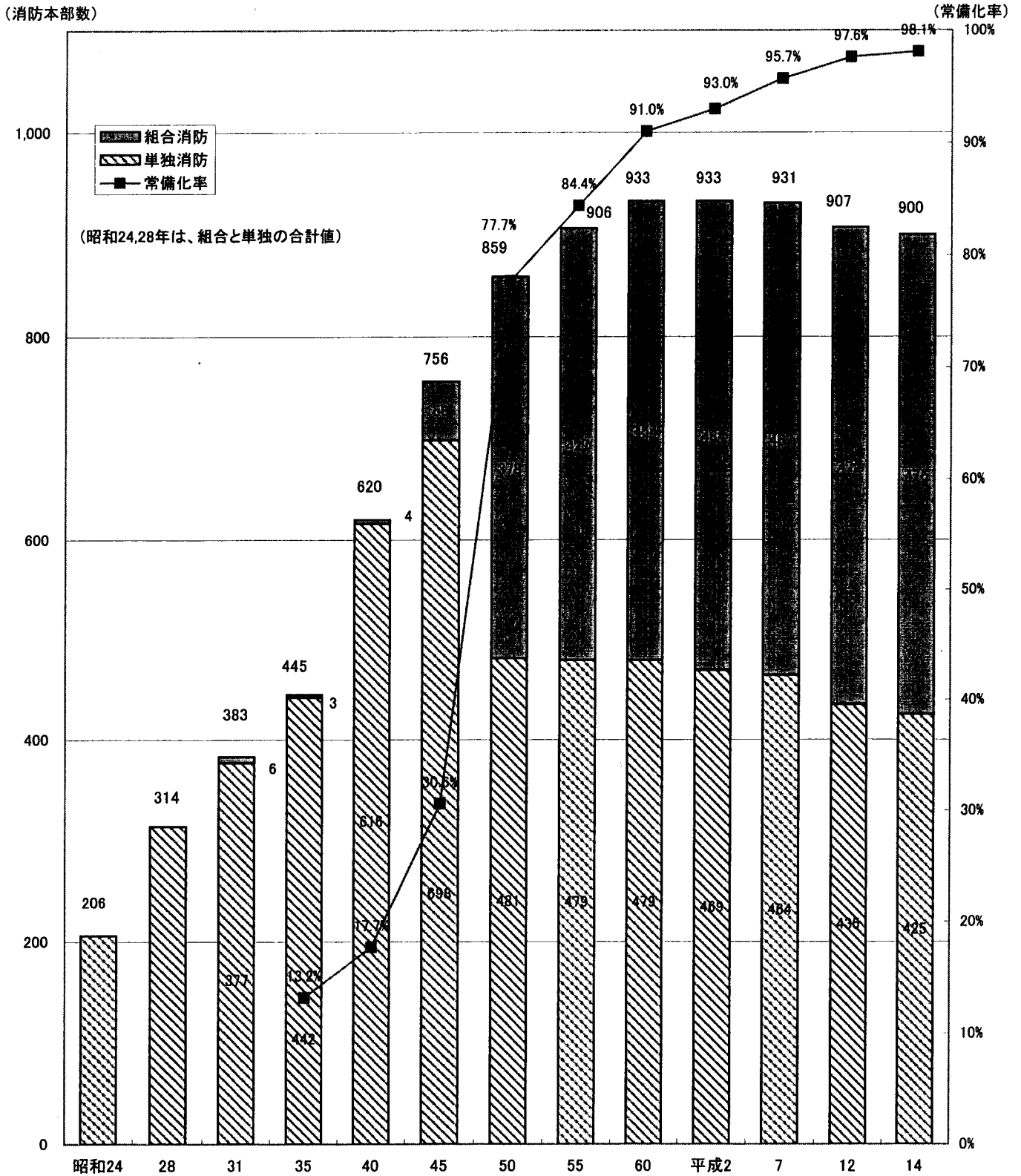
2 法的性質

消防組織法第20条の「消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。」という規定に基づいて、消防庁告示という形式で制定されたもの。したがって、法的な意味で強制力を持つものではない。

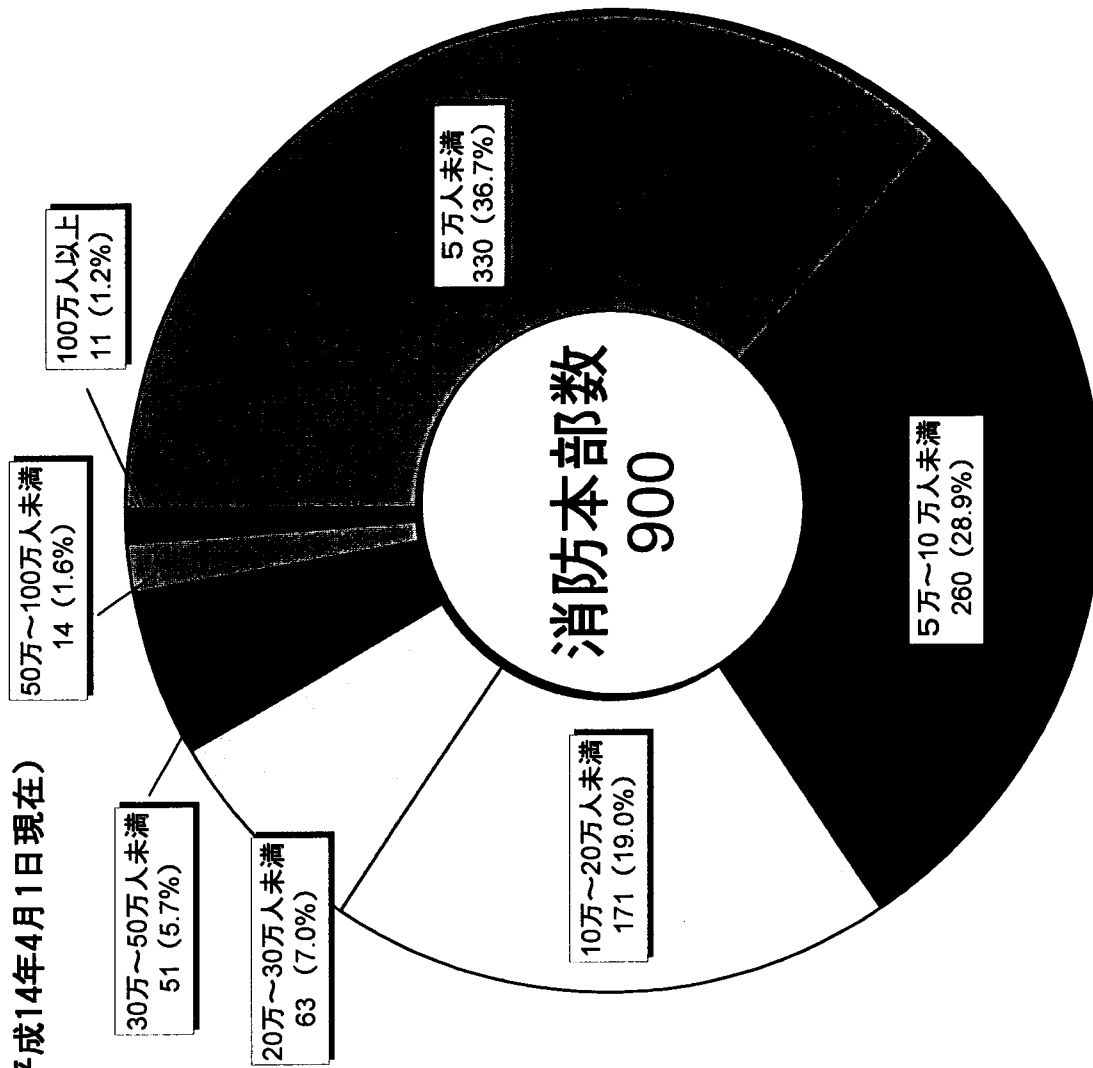
3 内容

- (1) 配置指針が示されている主な消防施設
 - ・ 消防署所(消防署又はその出張所)
 - ・ 消防ポンプ自動車
 - ・ はしご自動車
 - ・ 化学消防車
 - ・ 救助工作車
 - ・ 救急自動車
- (2) 配置指針が示されている主な人員
 - ・ 消防隊員、救助隊員及び救急隊員
 - ・ 予防要員
 - ・ 消防団員

市町村消防の常備化と消防本部数(単独、組合別)の推移



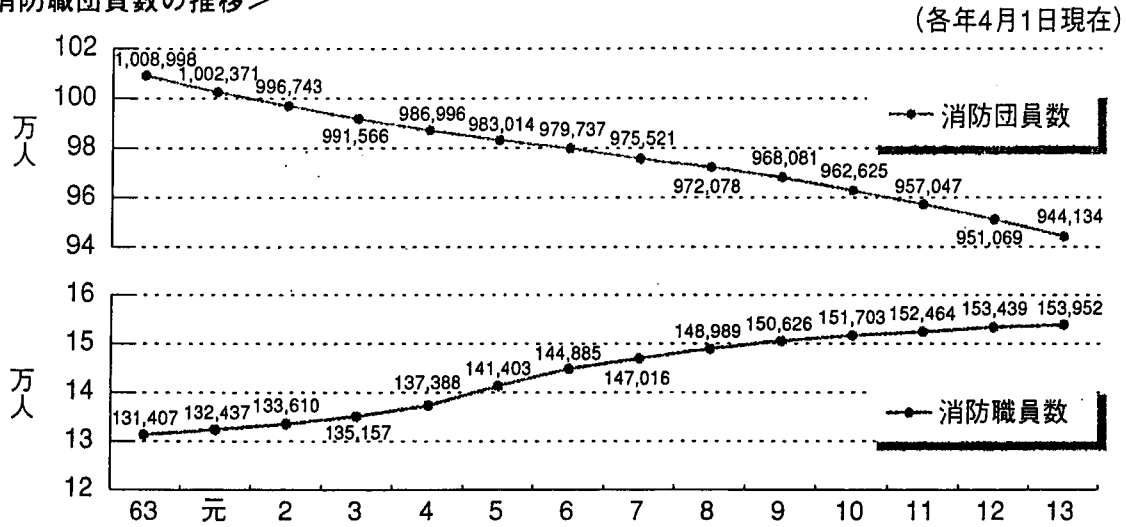
管轄人口別消防本部数（平成14年4月1日現在）



消防団を巡る状況と運営上の課題

1 消防団の概況

<消防職団員数の推移>



<消防機関数と消防職団員数の推移>

年	消 防 本 部				消 防 団						被雇用者である団員の比率
	消防本部数		消防署	出張所	消防職員	消防団数	分団	消防団常備部	消防団員	うち女性団員	
	組合										
S27	298	—	392	573	27,269	10,167	—	76	2,090,000		—
S30	360	6	454	683	31,194	5,951	—	106	1,944,233		—
40	620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995		26.5% (S43)
50	859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036		42.8% (S51)
60	933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376		54.5% (S61)
2	933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743	1,923	57.4%
7	931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	—	975,512	5,902	64.4%
13	904	475	1,687	3,225	153,952	3,636	25,268	—	944,134	10,776	68.5%

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

<消防団員数の推移(人口段階、消防の常備・非常備別)>

(単位: %)

	平成3年 (人)	平成7年 (人)	平成12年 (人)	増減比率 (%)
消防が非常備の町村	12,462	11,804	11,146	89.4
消防が常備の市町村	1万人未満	267,453	260,032	92.9
	1人以上2万人未満	188,278	185,177	96.0
	2人以上10万人未満	314,765	311,016	96.7
	10人以上100万人未満	159,608	157,919	98.1
	政令指定都市	49,000	49,564	50,051
合計	991,566	975,512	951,069	95.9

- (注) 1. 市町村の区分については、平成12年を基準としており、平成3年及び7年については、平成12年における市町村の区分により団員数を算出している(以下※印の表において同じ)。
 2. 政令指定都市には、東京都特別区を含む(以下※印の表において同じ)。
 3. 増減比率については平成3年に対する平成12年の割合を示す。

地域の自主防災組織の状況

平成14年4月1日現在

都道府県	市区町村数	管内世帯数 (A)	自主防災組織を 有する市区町村数	組織されている 地域の世帯数 (B)	組織率 (B/A)%
北海道	212	2,464,894	121	821,925	33.3
青森県	67	543,009	58	127,291	23.4
岩手県	58	482,542	58	278,526	57.7
宮城県	71	839,484	71	665,760	79.3
秋田県	69	406,347	69	225,496	55.5
山形県	44	382,927	42	192,355	50.2
福島県	90	704,171	88	529,767	75.2
茨城県	84	1,017,583	64	542,147	53.3
栃木県	49	684,669	49	435,555	63.6
群馬県	70	703,010	51	411,368	58.5
埼玉県	90	2,576,437	65	1,309,207	50.8
千葉県	80	2,277,249	62	1,187,792	52.2
東京都	62	5,597,805	55	3,981,275	71.1
神奈川県	37	3,486,305	37	2,829,884	81.2
新潟県	111	796,825	49	168,103	21.1
富山県	35	361,145	32	127,033	35.2
石川県	41	408,676	40	275,994	67.5
福井県	35	256,913	33	121,535	47.3
山梨県	64	313,041	64	302,469	96.6
長野県	120	761,702	72	503,139	66.1
岐阜県	99	687,089	88	549,561	80.0
静岡県	74	1,314,562	74	1,286,402	97.9
愛知県	88	2,559,770	77	2,429,499	94.9
三重県	69	657,473	69	538,296	81.9
滋賀県	50	445,556	50	276,974	62.2
京都府	44	1,024,463	40	831,279	81.1
大阪府	44	3,574,895	39	2,001,279	56.0
兵庫県	88	2,137,659	88	1,950,079	91.2
奈良県	47	515,811	22	105,126	20.4
和歌山県	50	404,897	32	222,923	55.1
鳥取県	39	212,529	39	118,792	55.9
島根県	59	263,808	39	60,389	22.9
岡山県	78	717,452	71	297,206	41.4
広島県	86	1,140,136	37	640,377	56.2
山口県	56	611,689	56	185,662	30.4
徳島県	50	300,064	43	131,286	43.8
香川県	39	382,602	39	165,523	43.3
愛媛県	70	593,489	31	183,643	30.9
高知県	53	338,237	49	67,119	19.8
福岡県	97	1,972,564	47	772,872	39.2
佐賀県	49	289,372	12	26,989	9.3
長崎県	79	582,875	50	162,916	28.0
熊本県	94	678,399	53	134,985	19.9
大分県	58	471,746	58	313,717	66.5
宮崎県	44	466,257	43	278,540	59.7
鹿児島県	96	748,869	89	248,690	33.2
沖縄県	52	480,792	10	19,284	4.0
合計	3,241	48,637,789	2,525	29,036,029	59.7

防災に関する研修体制(現状と課題)

対象	主体	消防学校	都道府県・市町村	消防学校	市町村	その他
消防職員	総合教育、専科教育、トップセミナー(消防長)、緊急消防援助講習会等			初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育		
消防団員	消防団長科			普通教育、専科教育、幹部教育、特別教育	団員のサラーマン化により集合教育が困難	消防団幹部特別研修(日本消防協会)
都道府県職員	トップセミナー 消防学校校長研修会			都道府県幹部の危機管理意識の向上にも活用できないか		
消防担当職員	危機管理講習会 消防教育訓練研究会			防災部局職員研修(三重県等)、新採職員研修		
市町村職員				市町村幹部の危機管理意識の向上にも活用できないか	自治体の防災担当職員や幹部職員が、防災・危機管理全般の知識を体系的に獲得する機会の不足	企業・事業所の防災・危機管理対応力を向上するとともに、企業が防災に関して地域・社会へ貢献していく仕組みについて検討できないか
消防担当職員				消防部局職員研修(鳥取県等)、新採職員研修	自治体・消防職員、自主防災組織等の研修受入れ、カリキュラムの共同作成などにより連携できないか	セイフティリーダー(災害救援ボランティア推進委員会)大丸地区防災計画(東京駅周辺・防災対策のあり方検討委員会)
企業等				※ 自衛消防隊研修(32)、企業委託教育(9)、	行政課題研究過程：災害に強い地域づくり	市町村婦人防火クラブ幹部研修会、自主防災組織リーダー研修会、婦人防火クラブ員救急講習会(日本防火協会)
自主防災組織 婦人防火クラブ				※ 婦人クラブ研修(25)、少年消防クラブ研修(21)、自主防災組織研修(8)、災害ボランティア研修(5)	一般住民がより気軽に講習を受けられる仕組みの検討	
一般住民				※ 資格講習(2)、小中学生講習(3)・県民講習(7)		環境防災学部(富士常葉大学)
備考	消防学校教育訓練実施要領			消防学校の教育訓練の基準(S45.3.18消防庁告示1号)		

※消防学校における市民教育等は年間約2万人を対象に実施(都道府県・政令市対象調査(消防課)：なお、北海道、青森、栃木、埼玉、千葉、東京、新潟、広島、徳島、香川(10都道府県)、札幌市、千葉市、名古屋市、京都市(4政令市)が未回答)。

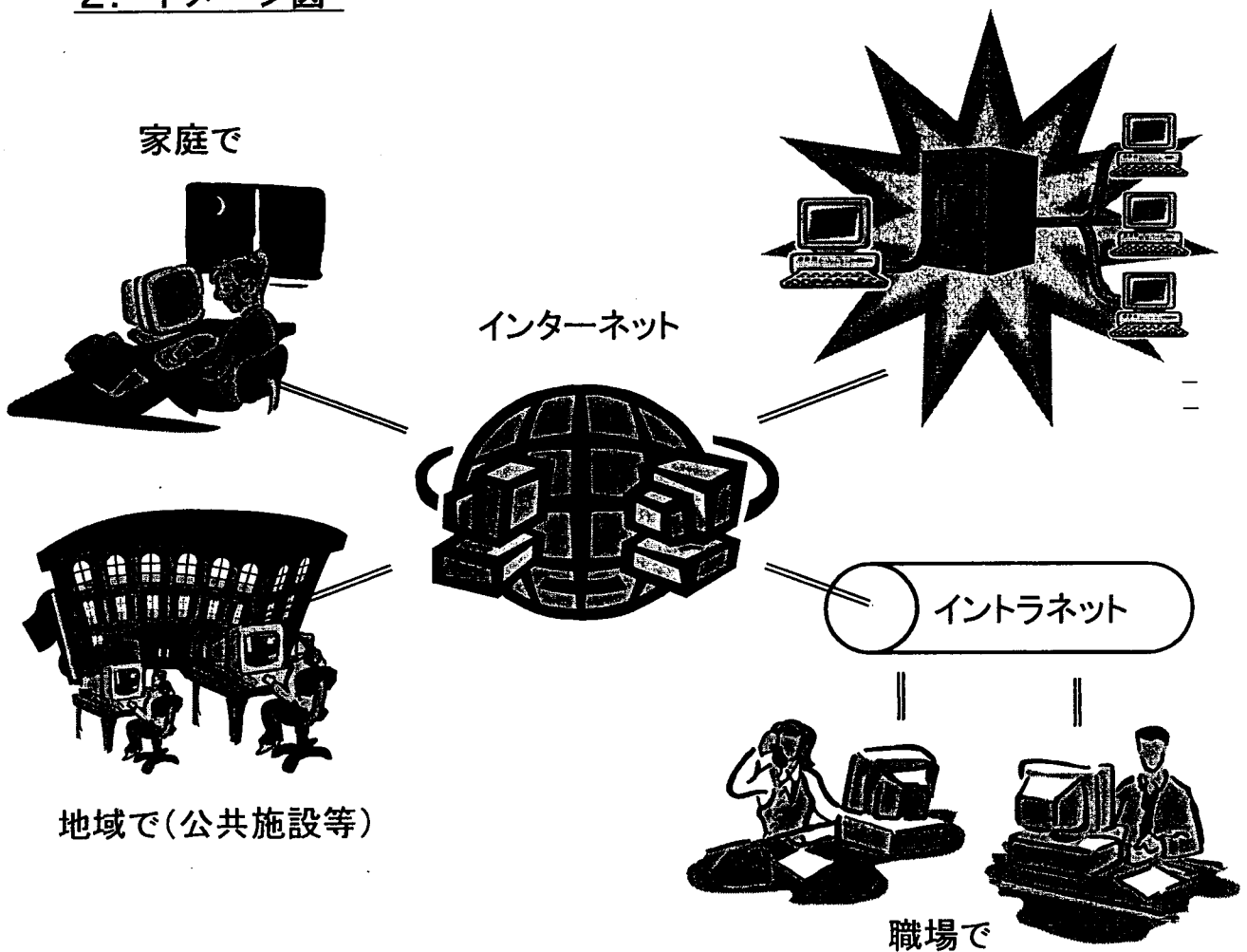
消防防災・危機管理教育におけるeラーニングの導入

1. 事業概要

家庭内や地域で学習できるeラーニングを活用し、消防防災・危機管理に関する教育の充実強化を図るため、一般住民・自主防災組織のリーダー、消防団員、消防職員、地方公共団体職員、首長等幹部職員を対象としたeラーニングを導入する。

平成15年度中に講座を開設し、講座修了者に対しては修了認定を行うことを検討する。

2. イメージ図



ぎ装工事中の客船 ダイヤモンドプリンセスの火災について

1 時間経過

出火日時 : 平成14年10月1日(火) 17時15分ごろ(推定)
 覚知日時 : 17時49分(119番通報、出火から34分後)
 鎮圧日時 : 平成14年10月2日(水) 12時46分(覚知から18時間57分後)
 鎮火日時 : 平成14年10月3日(木) 5時45分(覚知から35時間56分後)

2 発生場所

長崎県長崎市飽の浦町1番1号 三菱重工業(株)長崎造船所向島岸壁にてぎ装工事中の客船
 ダイヤモンドプリンセス 第5デッキの第3ゾーン客室320号付近から出火。
 全長290m 全幅37.5m 高さ52.585m 総トン数113,000トン 収容乗客数約3,100人
 客室 1,337室
 船主 英国・プリンセスクルーズ社
 進水式 平成14年5月25日

3 火災概要

長崎港内にある三菱重工(株)長崎造船所の岸壁でぎ装工事中のダイヤモンドプリンセス客室から出火、消防隊は船内に進入するも火点に到達できず、火災は上下階及び前後左右に延焼拡大した。

初期においては、後方部に燃料貯蔵タンク及び船の機関があったため、後方への延焼阻止を主眼とし、船内進入の他、消防艇及び梯子車による放水も活用して消火活動を実施した。

後方への延焼阻止が完了した10月1日24時00分ごろより、前方側へ主力を転戦して、引き続き活動を行い、10月2日12時46分に鎮圧、10月3日5時45分に鎮火した。

4 被害状況

人的被害 死傷者 無し

物的被害 建造中の客船1隻半焼 (総床面積128,630㎡ 焼損面積 50,295㎡ 水損 9,792㎡)

損害額 調査中

5 原因

10月4日から8日まで5日間、延べ70名が現場の実況見分を実施し、現在、長崎市消防局が警察機関と協力して、原因を調査中。

6 出動状況

○消防機関

消防局 車両41台 消防艇 1隻 472名
 消防団 車両12台 小型船舶 1隻 240名

計 車両53台 船舶2隻 延712名

○その他

海上保安庁 巡視艇 9隻
 民間事務所 タグボート15隻
 長崎県水難救済会 救助船 1隻

計 船舶 25隻

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告書について

1 除細動

- ・ 平成15年4月目途に「医師の指示なし除細動」の実施
- ・ 必要な講習の実施
- ・ 心室細動のみでなく、無脈性心室頻拍についても対象
- ・ 二相性波形除細動器の早期導入

2 気管挿管

- ・ 医師の具体的な指示に基づき、平成16年7月目途に気管挿管の実施
- ・ 必要な専門的知識に関する講習の実施
- ・ さらに、所定の30症例の病院実習を修了した者を都道府県が認定

3 薬剤投与

- ・ 賛否両論あり、直ちに結論を出すことは困難
- ・ 最小限の薬剤について、ドクターカー等で有効性等の「研究・検証」を実施し、平成15年中を目途にその結果をできるだけ早く得る
- ・ 上記の結論として薬剤投与を認める場合には、必要な措置を講じ、早期実施を目指すべき

4 その他

- ・ メディカルコントロール体制の整備を推進

各国のパラメディックの業務範囲等

	アメリカ (カリフォルニア州)	イギリス (ロンドン市)	オーストラリア (ニューサウスウェールズ州 ^{※1})	日本
業務範囲	除細動 (自動) 気管挿管 (対大人) エピネフリン 炭酸水素ナトリウム リドカイン ニアゼラム ジアゼラム 気管支拡張薬 5%ブドウ糖 アスピリン アスビリン 硫酸アロピド 塩化カルシウム 塩化フェンタニール ドパミン フロセミド モルヒネ ナルキソン など	除細動 (全自動、半自動) 気管挿管 乳酸リンゲル液 エピネフリン リドカイン ニアゼラム ジアゼラム 鎮痛薬 気管支拡張薬	除細動 (半自動) 気管挿管 乳酸リンゲル液 エピネフリン 炭酸水素ナトリウム リドカイン ニアゼラム ジアゼラム 鎮痛薬 気管支拡張薬	除細動 (半自動) 器具を用いた気道確保 ・ラリゲアルマスキ ・食道閉鎖式エアウェイ ・食道閉鎖式エアウェイ 乳酸リンゲル液
教育内容 ^{※2}	1,032時間 うち、講義 320時間 病院・臨床 160時間 インターン 480時間	10週間 うち、講義 6週間 病院実習 4週間	760時間 うち、講義 240時間 実習 520時間	800~1,000時間 ^{※3}

※1 ニューサウスウェールズ州は、シドニー市を含むオーストラリア南東部に位置する州
 ※2 いずれも EMT-1 など下位の資格を取得後追加的な教育、訓練により資格を取得。下位の資格取得について次のとおり。
 ※3 アメリカ (カリフォルニア州) の場合 EMT-1 取得のため 114 時間 (講義 104 時間、実習 10 時間)
 オーストラリア (ロンドン市) の場合 認定救急士のため 9 週間 (他 6 週間の入隊等の研修)
 ニューサウスウェールズ州) の場合 認定救急士のため 520 時間 (この後、現場実習あり)
 オーストラリア (ニューサウスウェールズ州) の場合 認定救急士のため 520 時間 (この後、現場実習あり)

救急救命士の運用の状況について

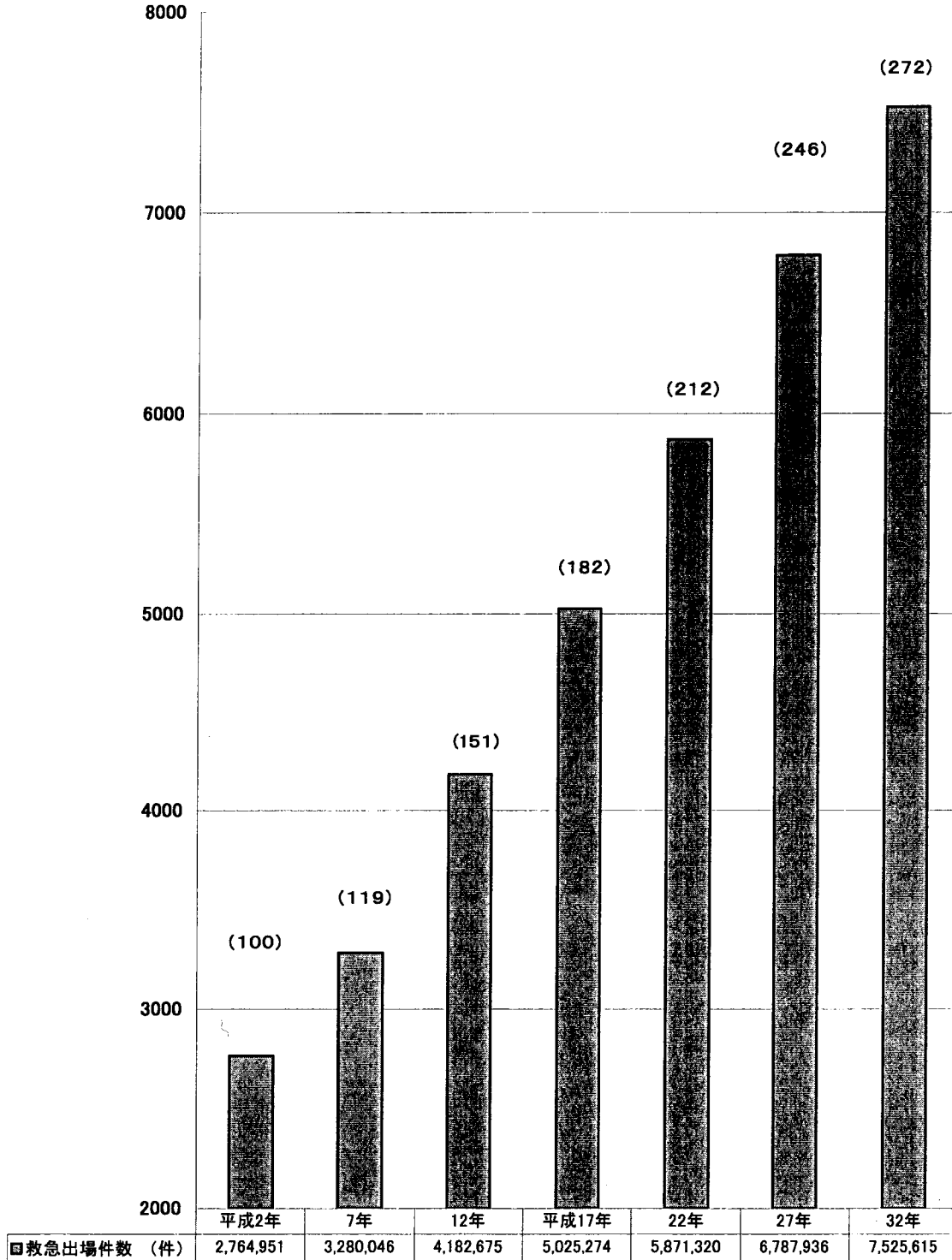
	運用者数 (有資格者数)	救急隊員数	割合	運用救急隊数	救急隊数	割合	運用本部数	消防本部数	割合
平成4年	483 (591)	49,959	1.0%	168	4,237	4.0%	13	935	1.4%
平成5年	541 (1,003)	50,563	1.1%	221	4,299	5.1%	53	931	5.7%
平成6年	1,369 (1,798)	52,315	2.6%	499	4,331	11.5%	148	931	15.9%
平成7年	2,232 (2,748)	53,279	4.2%	730	4,387	16.6%	263	931	28.2%
平成8年	3,338 (4,164)	53,250	6.3%	1,057	4,416	23.9%	430	925	46.5%
平成9年	4,556 (5,524)	54,743	8.3%	1,333	4,483	29.7%	554	923	60.0%
平成10年	5,846 (6,920)	55,410	10.6%	1,678	4,515	37.2%	666	920	72.4%
平成11年	6,757 (7,523)	55,717	12.1%	2,040	4,553	44.8%	751	911	82.4%
平成12年	8,016 (9,027)	56,128	14.3%	2,345	4,582	51.2%	792	907	87.3%
平成13年	9,461 (10,497)	56,557	16.7%	2,592	4,563	56.8%	842	904	93.1%
平成14年	10,823 (12,068)	57,515	18.8%	2,884	4,596	62.8%	862	900	95.8%

(注)平成4年から7年については8月1日現在、平成8年から10年については7月1日現在、平成11年以降については4月1日現在の数値である。
なお、平成14年については速報値である。

救急隊・救急出場件数等の推移及び今後の推計値

(千件)

(億、千億円)



()は平成2年を100とした場合の指数 実績 ← → 推計

※ 本表は、国勢調査年における、各都道府県の65歳以上・未満それぞれの人口に占める救急搬送人員割合の増加率及び将来人口予測値からの推計値
 なお、平成13年中の救急出場件数は4,397,527件

緊急消防援助隊について

1 目的

国内で発生した地震等の大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するため創設した制度

2 創設の経緯

阪神・淡路大震災での教訓（災害初期における災害情報等の収集、人命救助活動等を行う応援部隊の早期出動の必要性等）を踏まえ、平成7年度に創設（H7.6.30）。以後、部隊数の増強を行い、現在、2,028隊（29,000人規模）。

3 概要

消防庁長官の応援のための措置の要求（消防組織法第24条の3）で広域応援活動に従事。

緊急消防援助隊は、8の部隊（指揮支援部隊、救助部隊、救急部隊、消火部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊）から編成されている。

各部隊の概要

指揮支援部隊	13隊	ヘリ等により迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う
救助部隊	242隊	高度救助用資機材を備え、要救助者の探索、救助活動を行う
救急部隊	363隊	高度救命用資機材を備え、救急活動を行う
消火部隊	929隊	大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う
後方支援部隊	68隊	各隊の活動を支援するために、給水設備・トイレ・寝具等を備えた車両により必要な補給活動を行う
航空部隊	57隊	消防・防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う
水上部隊	17隊	消防艇を用いて消防活動を行う
特殊災害部隊	339隊	石油・化学火災、毒劇物・放射性物質災害等特殊な災害へ対応するための消防活動を行う
計	<u>2,028 隊（29,000 人規模）</u>	

4 主な出動事例

- ① 蒲原沢土石流災害（H8年12月6日）
東京消防庁延べ49隊268名、名古屋市消防局延べ23隊114名が出動。
- ② 有珠山火山災害（H12年3月31日）
指揮支援部隊として札幌市消防局1隊5名及び仙台市消防局1隊5名、横浜市消防局耐熱装甲型救助車等3隊25名、東京消防庁耐熱装甲型救助車及び大型ポンプ送水車等6隊23名並びに川崎市消防局大型ポンプ送水車等4隊14名が出動。
- ③ 鳥取県西部地震（H12年10月6日）震度6強
広島市消防局及び神戸市消防局の指揮支援部隊がヘリにより被害状況調査。
- ④ 芸予地震（H13年3月24日）震度6弱
大阪市消防局等1県5市の指揮支援部隊・航空部隊がヘリにより被害状況調査。

消防組織法・災害対策基本法等における主な都道府県の役割・機能

消防組織法

(昭和22年法律第226号)

第24条の2 都道府県知事は、地震、颱風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、前条第2項の規定による協定の実施その他災害防禦の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

災害対策基本法

(昭和36年法律第223号)

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 三 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 四 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(都道府県防災会議の組織)

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

3～5 略

(災害対策本部)

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する

ことができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3～5 略

6 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 略

(情報の収集及び伝達)

第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下第58条において「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

(被害状況等の報告)

第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

6 略

(都道府県知事の通知等)

第55条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

(通信設備の優先利用等)

第57条 前2条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2に規定する放送事業者（同条第3号の4に規定する受託放送事業者（以下「受託放送事業者」という。）を除く。）に放送を行うこと（同条第3号の5に規定する委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること）を求めることができる。

(災害派遣の要請の要求等)

第68条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

2～3 略

(都道府県の応急措置)

第70条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。

3 第一項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。

(都道府県知事の従事命令等)

第71条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条から第27条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

(都道府県知事の指示)

第72条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による都道府県知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

3 略

(都道府県知事による応急措置の代行)

第73条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第63条第1項、第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第1項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第74条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 略

自衛隊法

(昭和29年法律第165号)

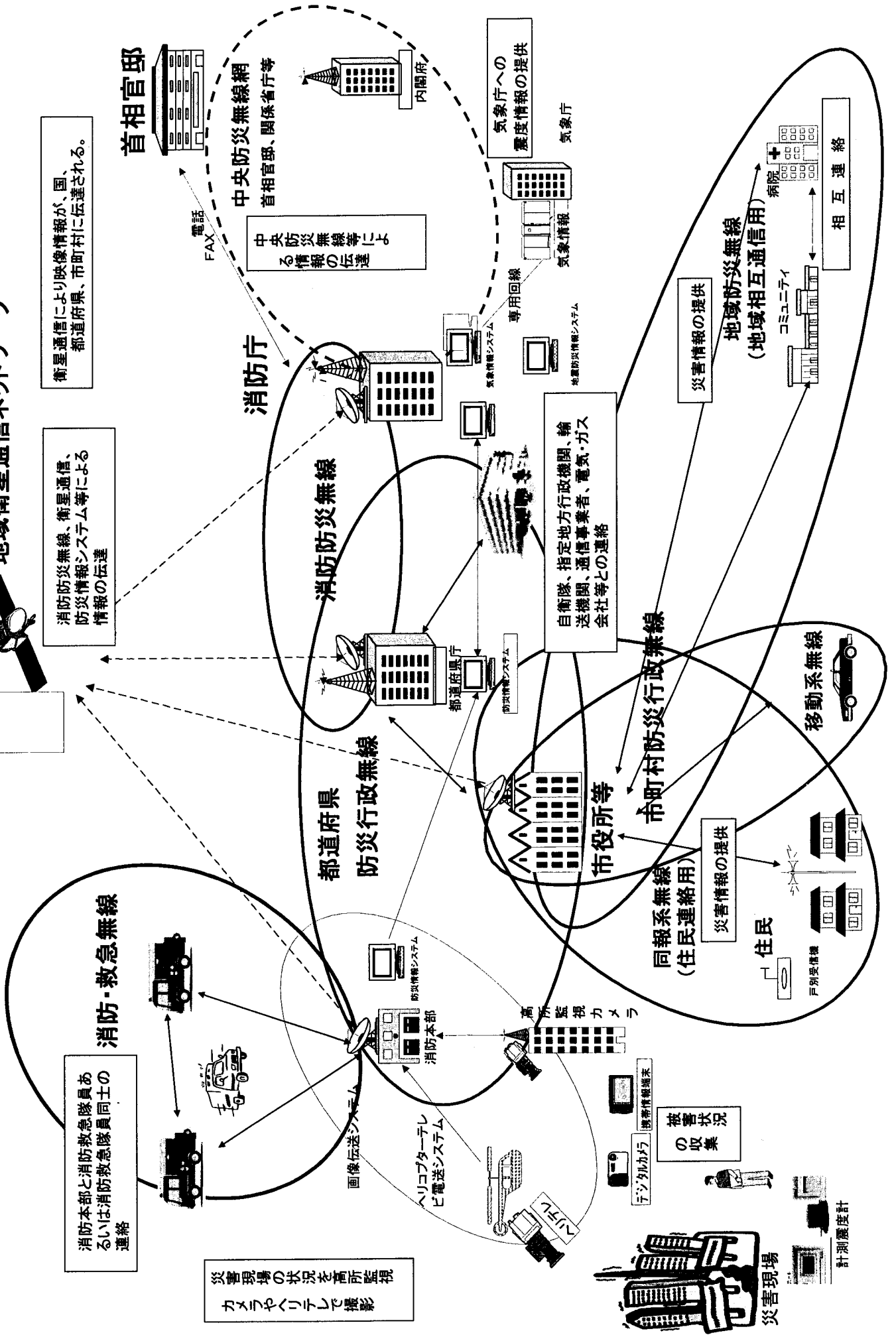
(災害派遣)

第83条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めるときは、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2～4 略

消防防災通信ネットワークの概要

地域衛星通信ネットワーク



消防庁長官の主体的な火災原因調査の対象火災

①「火災予防対策等の企画立案上特に重視すべき火災」

技術革新等により今までにない物質等による火災が発生した場合、現行の法令基準を守っていても、火災が拡大して大きな被害が発生した場合等、火災予防対策等の企画立案上、特に重視すべき火災であると消防庁長官が判断した場合

②「社会的影響が極めて大きい火災」

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物及び危険物施設の火災で死者が5人以上発生した場合等で社会的影響が極めて大きい火災であると消防庁長官が判断した場合

5人以上の死者が発生した火災の発生状況

	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	平均
5人	1		4	2(6)		1			1	3	1.2(1.6)
6人	2	2	1						1	1	0.7(0.7)
7人				0(2)				1	1		0.2(0.4)
8人			1	0(5)							0.1(0.6)
9人	1			0(1)				1			0.2(0.3)
10人				0(1)							0(0.1)
11人以上				0(13)						2	0.2(1.5)
合計	4	2	6	2(28)	0	1	0	2	3	6	2.6(5.2)

※()内の値は、阪神・淡路大震災による火災に係るものを含めた数である。

(消防白書による)

③「通常の火災原因調査では原因究明が困難な特殊な火災（燃焼の性状が特殊であるもの等）」

新素材、特殊なプラント又は装置の火災であって、通常の火災原因調査ではその原因究明が困難なものであると消防庁長官が判断した場合

④「消防長等から消防庁長官の火災原因調査を要請するいとまがない大規模火災等」

消防長等から消防庁長官の火災原因調査を要請するいとまがないような大規模・同時多発火災等で消防庁長官が必要であると判断した場合

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、防火安全対策の徹底のため、次の事項について所要の措置を講ずるべきである。

平成十四年四月四日
衆議院総務委員会

一 防火対象物の避難経路における多量の物件の存置、消防用設備等の設置維持に関する重大な違反等があつて、消防法第五条等の要件を満たす場合において、警告を発した後、履行期限内に違反是正がなされないときは、速やかに措置命令を発動すべき旨を地方公共団体に對してマニュアル、通知等で周知すること。

二 違反是正等の予防事務を担当する職員の対応能力を強化するため研修制度を充実する等、職員の資質向上に努めること。

三 雑居ビルその他管理権原が分かれている防火対象物の増加に鑑み、消防機関は、これらの防火対象物全体の自主的な防火管理体制が充実されるよう指導に努めるものとし、このための組織や体制の整備を徹底すること。

四 多数の死者が発生するなど社会的影響が極めて大きい火災、燃焼の性状が特殊である火災であつて、通常の火災原因調査ではその原因究明が困難と考えられるものが発生した場合には、消防法第三十五条の三の二による消防庁長官の火災原因調査を速やかに求めるべきことについて地方公共団体に對し周知すること。

五 今後、地方公共団体から求めがないときであっても、消防庁長官が大規模火災等の原因調査を実施できるように制度や体制の整備に努めること。

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔平成十四年四月十八日〕
参議院総務委員会

政府は、本法を施行するに当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一、防火対象物の避難経路における避難に支障となる物件の存置、消防用設備等の設置維持に関する重大な違反等があり、消防法第五条等の要件を満たす場合において、警告を発した後、履行期限内に違反是正がなされないときは、速やかに措置命令を発動すべき旨を地方公共団体に対し、マニュアル、通知等で周知すること。

二、消防法令違反の是正等の予防事務を担当する職員の対応能力の強化を図るため、研修制度の充実等により、職員の資質向上に努めるとともに、専門的職員の育成及び研修要員を確保するため、十分な財政措置を講ずること。

三、防火対象物の定期点検報告制度の導入に当たっては、管理権原者による確実かつ円滑な点検の実施に向け、消防機関が、その周知徹底に努めることができるよう、必要な措置を講ずること。

四、雑居ビル等管理権原が分かれている防火対象物の増加にかんがみ、管理権原者により共同して防火管理を行うなど、防火対象物全体の自主的な防火管理の充実のため、消防機関において十分な指導を行うことができるよう、組織や体制の整備を推進すること。

五、多数の死者が発生するなど悲惨な事態を招いた火災、燃焼の性状が特殊な火災であり、通常の火災原因調査ではその原因究明が困難と考えられるものが発生した場合等には、消防法第三十五条の三の二による消防庁長官の火災原因調査を速やかに求めるべきことについて地方公共団体に対し周知すること。

六、今後、地方公共団体から求めがない場合においても、消防庁長官が大規模火災等の原因調査を実施できるように、制度や体制の整備に努めること。また、これらの火災を含め大規模な災害等に対し、より迅速・有効に対応できるように、消防防災体制の充実強化策について速やかに具体的な検討を進めること。

右決議する。

消防・防災ヘリコプター整備状況

平成13年度末の整備状況

- 1 消防機関保有ヘリコプター
- 2 都道府県保有ヘリコプター
- 3 未配備都道府県数

68機(44都道府県)

27機

41機(37道県のうち、5道県は市にも配備)

3県(佐賀県、宮崎県、沖縄県)

○ 消防機関保有ヘリコプター

	団体名	保有機数
※	札幌市消防局	1
※	仙台市消防局	1
	千葉市消防局	2
	東京消防庁	6
	川崎市消防局	2
	横浜市消防局	2
※	名古屋市消防局	2
	京都市消防局	2
※	大阪市消防局	2
※	神戸市消防局	2
	岡山市消防局	1
※	広島市消防局	1
	北九州市消防局	1
	福岡市消防局	2
	計 (14団体)	27

(注) 2 ※ 道県も保有(5団体)

○ 都道府県保有ヘリコプター

団体名	保有機数
北海道	2
青森県	1
岩手県	1
宮城県	1
秋田県	1
山形県	1
福島県	1
茨城県	1
栃木県	1
群馬県	1
埼玉県	2
新潟県	1
富山県	1
石川県	1
福井県	1
山梨県	1
長野県	1
岐阜県	2
静岡県	2
愛知県	1
三重県	1
滋賀県	1
兵庫県	1
奈良県	1
和歌山県	1
鳥取県	1
島根県	1
広島県	1
山口県	1
徳島県	1
香川県	1
愛媛県	1
高知県	1
長崎県	1
熊本県	1
大分県	1
鹿児島県	1
計 (37団体)	41

消防・防災ヘリコプターの出動状況

(機)

(件)

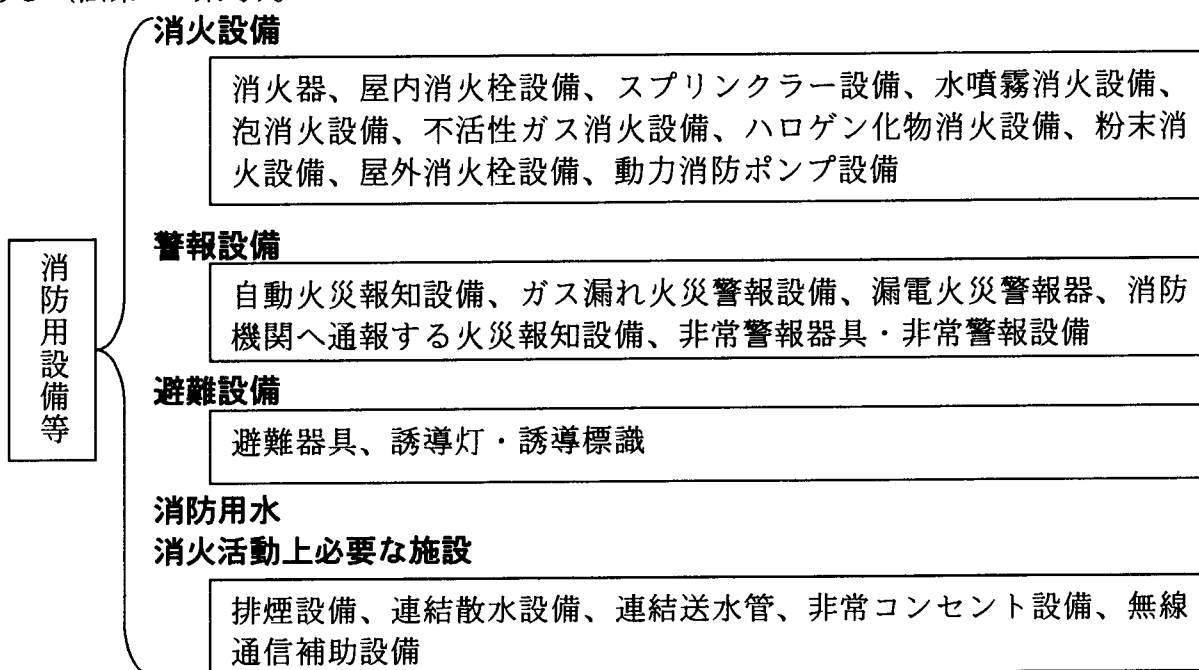
区分 (年中)	出動区分												計		ヘリの保有機数 (各年度末時における保有状況)			
	火災			救助			救急			その他							消防本部 合計	県 合計
	消防本部	県	合計	消防本部	県	合計	消防本部	県	合計	消防本部	県	合計	消防本部	県				
平成7年	624	79	703	107	102	209	237	112	349	50	105	155	1,018	398	1,416	50	26	24
平成8年	641	93	734	132	241	373	241	169	410	41	68	109	1,055	571	1,626	57	26	31
平成9年	582	118	700	127	324	451	288	233	521	125	95	220	1,122	770	1,892	62	26	36
平成10年	604	126	730	191	508	699	329	431	760	79	145	224	1,203	1210	2,413	65	27	38
平成11年	650	189	839	209	722	931	394	581	975	53	139	192	1,306	1631	2,937	66	27	39
平成12年	725	251	976	245	806	1051	622	824	1446	170	331	501	1,762	2,212	3,974	68	27	41

大規模・特殊な防火対象物等に対応する消防法令の性能規定化

第1 消防用設備等に係る規制の現状

1 消防用設備等の種類

消防法では、防火対象物の用途、規模等に応じて法令で設置義務の生ずる消防用設備等を設置しなければならないとされている。消防用設備等の種類は、次のとおりである（法第17条等）。



2 消防用設備等の基準等

消防用設備等の設置、維持（消防法第17条）

第1項 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）を設置し、及び維持しなければならない。

設置及び維持の技術上の基準（消防法第17条→消防法施行令第2章第3節）

- ・ 防火対象物の用途、規模等に応じて設置が義務付けられる消防用設備等を規定
- ・ 消防用設備等の設置方法に関する技術上の基準を規定

検定及び技術上の規格（消防法第21条の2、消防法施行令第4章）

- ・ 消防用設備等の部分である検定対象機械器具等には、総務省令で技術上の規格が定められており、当該規格に適合していることを確認する検定が義務付け

第2 建築基準法改正（性能規定化）の概要

背景

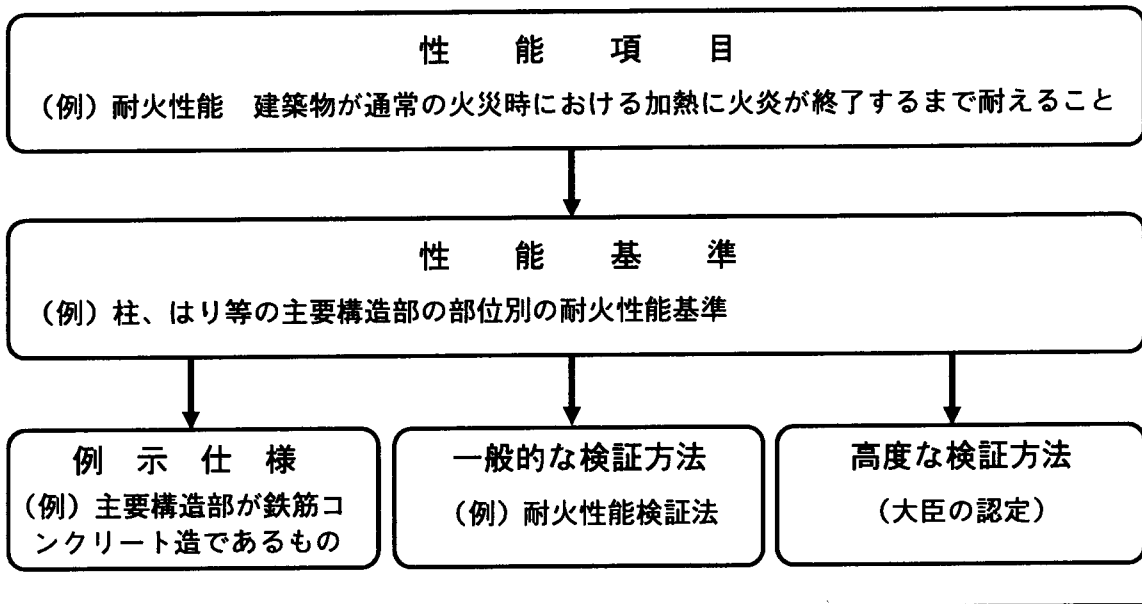
建築物の設計の自由度の拡大や建築生産での高コスト構造の是正が必要。規制項目の見直し、技術革新や海外資材の導入の円滑化を可能にする建築基準体系の導入が課題。



改正のポイント

一定の性能さえ満たせば多様な材料、設備、構造方法を採用できる規制方式（性能規定）を導入する。

- ・性能項目、性能基準を明示するとともに、それを検証するための試験方法や計算方法を提示する。
- ・従来の仕様規定は、性能基準を満たす例示仕様として位置づける。



改正の効果

- 性能規定化で、仕様基準を満たす必要がなくなり、設計の自由度が高まる。
- 性能基準が明確になるため、技術開発や海外資材の導入が促進され、より合理的で低コストの技術等の円滑な導入や市場の活性化が期待される。

第3 総合防火安全対策手法の開発(消防総合プロジェクト)委員会検討概要

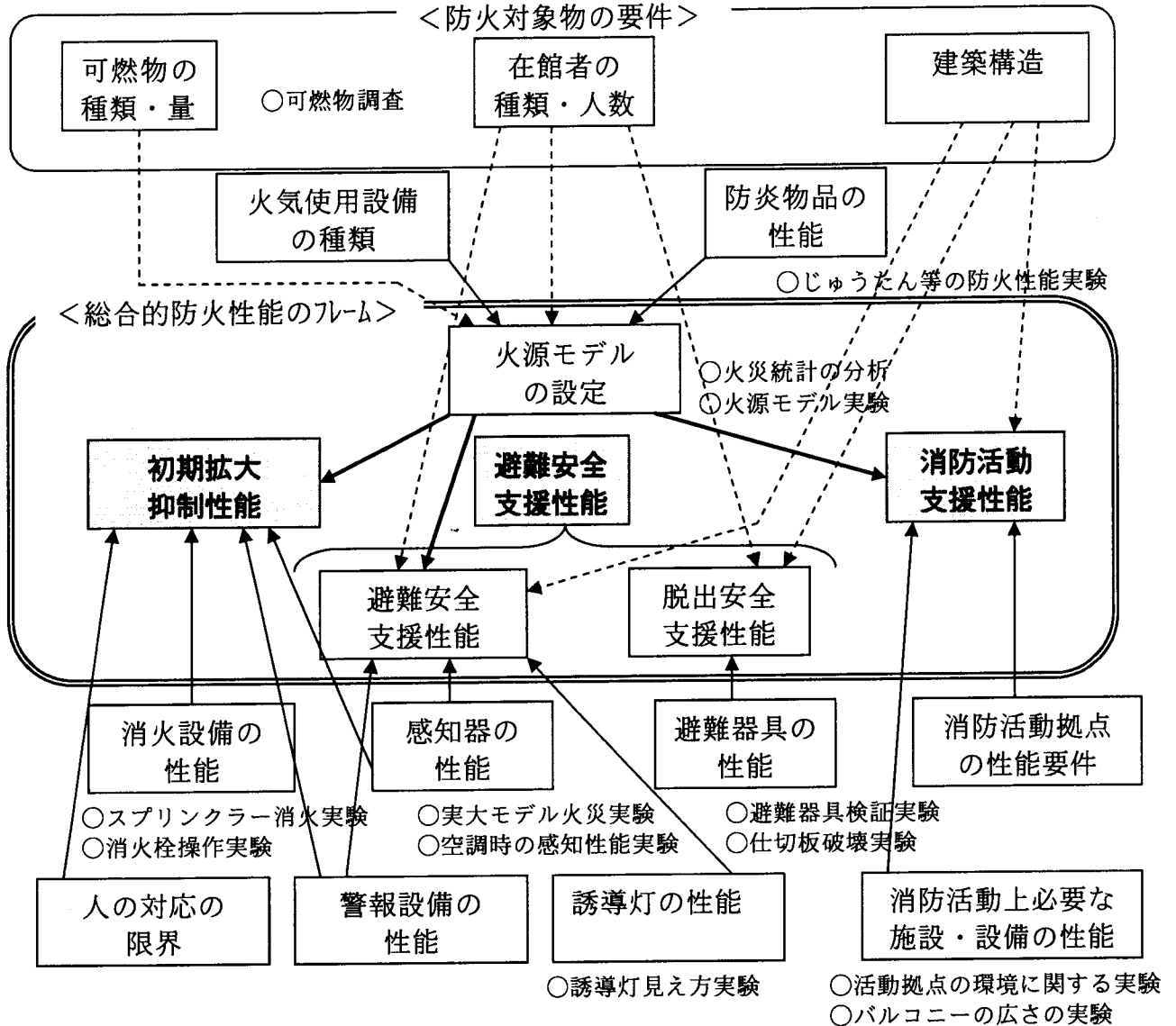


図1 総合的防火性能と個別設備の性能の関連

(1) 初期拡大抑制性能とその評価法

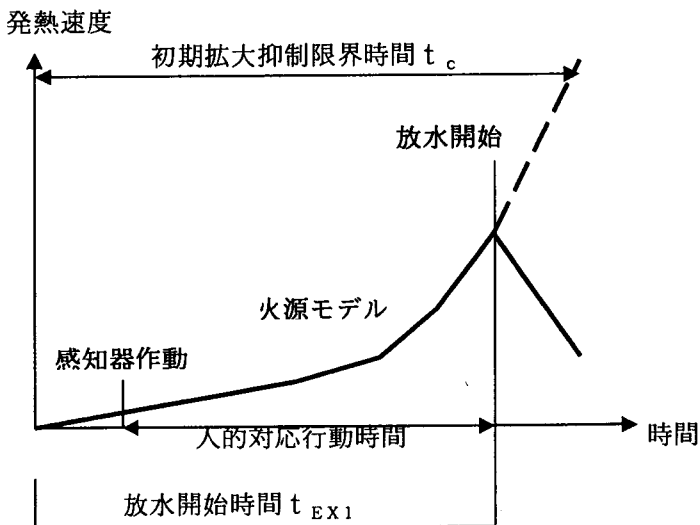


図2 初期拡大抑制性能の要求性能のイメージ (人的な対応行動が関係する消火設備の例)

考え方のイメージ

- ① 室内用途から想定される屋内収容物量及び内装の不燃性の評価を基に火源想定を行う。
- ② 火災室条件を踏まえて、想定消火設備で消火可能な発熱速度を算出し、火災性状モデルから逆算される初期拡大抑制限界時間 t_c を求める (この場合、火災室の環境条件により消火行為者の滞在可能時間が変わること留意する必要がある)。
- ③ 火災発生から放水開始までの時間 t_{EX1} を算出し、 $t_c > t_{EX1}$ であれば想定消火設備で初期拡大抑制性能を有していると評価する。

(2) 避難安全支援性能とその評価法

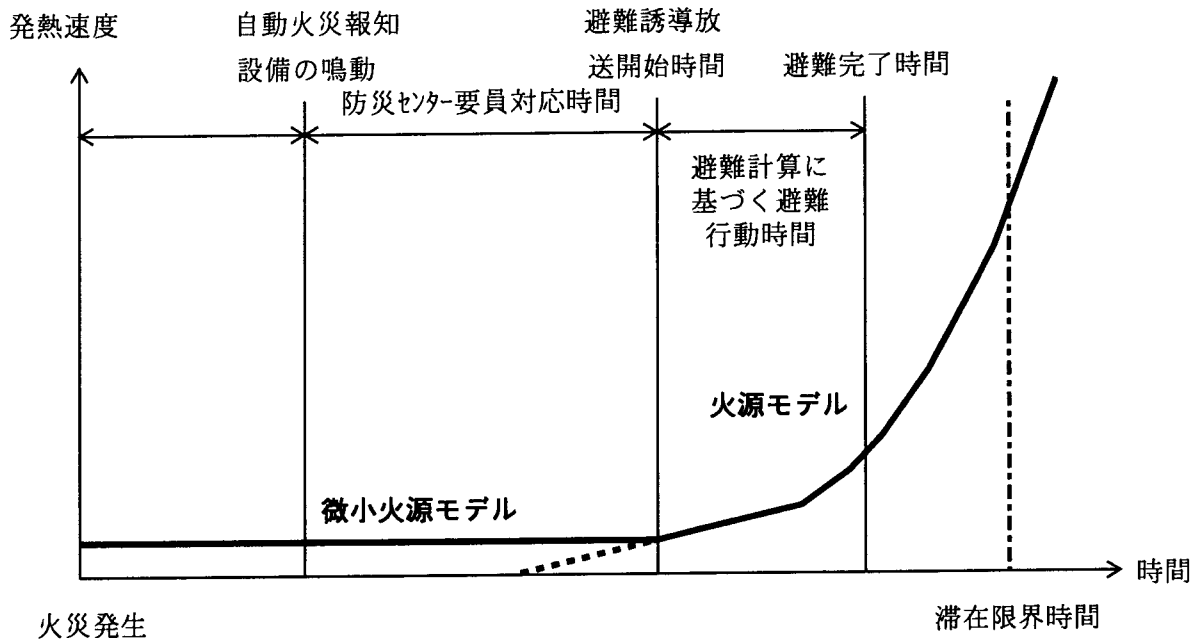


図3 火源モデルと対応時間の概念図

考え方のイメージ

火災発生から避難が完了するまで、在館者が火源モデルから想定される煙で汚染されることなく安全な空間に避難することができることを評価する。

(3) 消防活動支援性能とその評価法

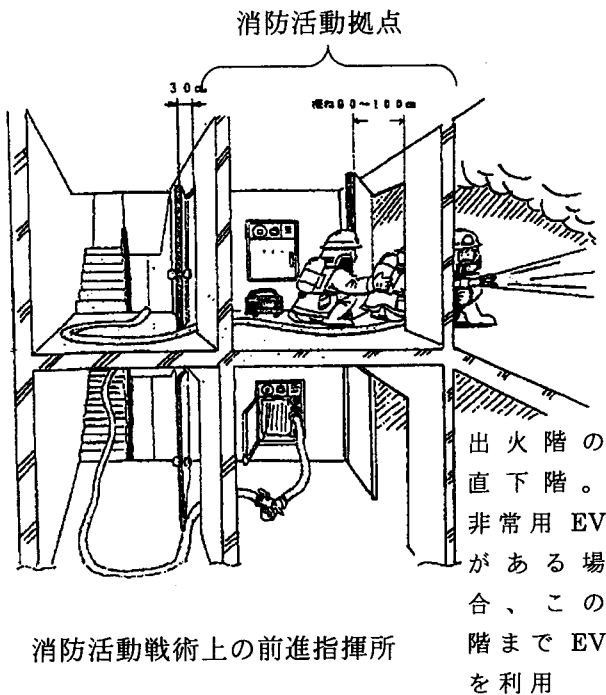


図4 消防活動拠点のイメージ

考え方のイメージ

- ① 消防活動支援性能評価用火源モデルを設定する。
- ② 消防活動拠点の設計条件（壁厚等の区画条件、排煙能力等）を踏まえて、火災継続時間中における煙や熱等の安全性が確保されていれば、当該設計条件で消防活動支援性能を有していると評価する。